

第8回河南町協働のまちづくりを考える懇話会 資料

◎テーマ1. 行政手続の適正化について ～条例例～

行政手続の適正化について	(寝屋川市)	行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。
	(和泉市)	行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を明確にするとともに、速やかに処分等を行うものとします。

◎テーマ2. 住民の権利及び責務について ～条例例～

まちづくりに係る権利について	(阪南市)	市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し、及び協働する権利を有する。
	(池田市)	市民は、まちづくりに参画すること又は参画しないこと、参画の方法及び参画の程度を理由として、差別的な扱いを受けない。
	(柏原市)	市民は、まちづくりに参加し、その成果を享受する権利を平等に有する。
	(大阪狭山市)	市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。
まちづくりに係る責務について	(池田市)	市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に参画する権利を有するとともに、積極的に参画するよう努める責務を有する。
	(岸和田市)	市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。
	(岸和田市)	市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努める。
	(八尾市)	市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めるものとする。
	(豊中市)	市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。

◎テーマ3. 議会等の役割及び責務について ～条例例～

まちづくりに係る役割について	(寝屋川市)	議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。
	(大阪狭山市)	議会は、政策立案機能の向上を図るため、積極的に調査研究するものとする。
まちづくりに係る責務について	(岸和田市)	議員は、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努める。
	(寝屋川市)	議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。
	(和泉市)	議会は、開かれた議会運営及び議会の活性化に自ら努めなければならない。
	(和泉市)	議員は、議員活動の情報等について、市民に説明するよう努めなければならない。
	(阪南市)	議員は、～(省略)～、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

◎テーマ4. 行政の責務について ～条文例～

まちづくりに係る責務について	(島本町)	町は、 <u>地域社会が直面している多様な課題を的確に把握するとともに、必要な施策を適正に選択し、総合的かつ計画的なまちづくりを行わなければならない。</u>
	(岸和田市)	職員は、 <u>市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実で効率的にその職務を遂行しなければならない。</u>
	(池田市)	職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、まちづくりを推進するため、常に <u>自己研鑽に努めなければならない。</u>
	(八尾市)	市は、 <u>市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりの推進に努めなければならない。</u>
	(柏原市)	市の機関は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう <u>まちづくりに関する情報を積極的に公開し、提供することにより市民と情報を共有するよう努めなければならない。</u>